

只見町 空き家バンク制度の概要

1 空き家バンクの目的

只見町に所在する空き家情報を発信することにより、空き家の流通促進、町内在住者の居住支援の充実及び町外からの移住定住を促進し、地域の活性化を図ることを目的とする。

2 空き家バンク制度

町内の空き家のうち、賃貸又は売買を希望する所有者から物件情報を収集し、空き家バンクに登録するとともに、町のホームページに掲載することにより、空き家情報を利用希望者に提供します。

空き家の売買及び賃貸等の契約交渉は、当事者同士で直接行うか、町と協定を結んだ（社）福島県宅地建物取引業協会を媒介して行います。

3 空き家バンクの流れ

（１）空き家物件の登録申し込み

空き家の所有者が、空き家バンクに登録を希望する場合には、下記の書類を町長に提出します。

物件登録の際に、契約交渉を当事者間で直接行うか、町が協定を結んだ（社）福島県宅地建物取引業協会会員業者を媒介業者として依頼するか選択します。

《申込み書類等》

①空き家バンク登録申込書（様式第１号） ②空き家バンク登録カード（様式第２号）

③身分を証するもの（運転免許証の写し又は保険証の写しなど）

※該当物件に関して町税等を滞納していないこと。

（２）現地調査

所有者又は代理者と町担当者による現地調査を実施します。

（３）空き家バンクへの登録・情報発信

現地調査等で、登録可能物件と認めた場合には、空き家バンクに登録し（様式第３号）、町のホームページにアップすることにより、情報発信をおこないます。

（４）空き家バンク利用希望者登録

空き家バンクの利用を希望するものは、利用希望者登録申込書（様式第８号）に身分を証するものを添付のうえ、町長に提出します。利用希望者は、情報の提供、現地物件見学等の便宜が受けられます。

（５）交渉及び契約

希望する物件が見つかり、空き家の所有者との交渉を申し込みたい空き家利用者は、下記の書類を町長に提出していただきます。

空き家所有者と利用申込者の交渉及び契約の方法は次のとおりです。尚、町は、情報の紹介や必要な連絡調整等を行います。物件の賃貸、売買に関する交渉、契約に関しての媒介行為は行いません。

①直接型：空き家所有者が、購入（賃貸）希望者と直接契約交渉をおこなう方法です。

②間接型：町と協定を結んだ（社）福島県宅地建物取引業協会会員業者へ所有者が依頼する方法です。

《申込み書類等》

①空き家バンク空き家利用申込書（様式第１４号） ②誓約書（様式第１５号）

③入居予定者全員の住民票 ④入居予定者のうち、１８歳以上の者の納税証明書

※現住所において市町村税を滞納していない者。